

# 第5期 流山市障害福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

及び

# 第1期 流山市障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

(素案)

平成29年 月

流山市

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PH 441

PHYSICS 441: QUANTUM MECHANICS

LECTURE 1: INTRODUCTION

(1.1)

PHYSICS 441

PH 441

— 目 次 —

第5期 流山市障害福祉計画

及び

第1期 流山市障害児福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 上位計画との関わり	1
4 基本的理念	2
5 目的	2
6 計画の期間	3
7 PDCAサイクル	3

第2章 第4期障害福祉計画の評価

1 主な制度等の変遷	5
2 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容	6
3 各事業の実績	11

第3章については、次回の会議で御確認いただく予定です。

第3章 障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの見込量

1 障害福祉サービスの数値目標	
2 介護給付費・訓練等給付費等の推移	
3 障害児通所給付費の推移	
4 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて	
5 各事業の見込量と確保方法について	

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害者部会）での議論等を経て、国の定める基本指針（平成29年厚生労働省告示第116号）が告示され、市町村が平成30年度から平成32年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、第5期流山市障害福祉計画（以下「第5期障害福祉計画」といいます。）及び第1期流山市障害児福祉計画（以下「第1期障害児福祉計画」といいます。）を策定するものです。

なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新たに策定が義務付けられました。これまで本市では、障害児通所サービスの目標数値等を障害福祉計画のなかで示してきたことから、第1期障害児福祉計画は、第5期障害福祉計画と一体的な計画として作成することとします。

### 2 計画の位置付け

各計画の位置付けについては、以下のとおりです。

#### (1) 第5期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

#### (2) 第1期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

### 3 上位計画との関わり

#### (1) 流山市地域福祉計画

「流山市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。

障害者・児に関わる部分については、特に地域における相談体制の充実、権利擁護、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取組等が示されています。第5期障害福

祉計画及び第1期障害児福祉計画では、流山市地域福祉計画で示された部分について、事業の実効性や具体的な目標数値を中心にまとめています。

## (2) 流山市障害者計画

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものです。「流山市障害者計画」と障害福祉計画及び障害児福祉計画との関わりは以下のとおりです。

### ア 第5期障害福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害福祉サービス」に係る目標数値を中心にまとめています。

### イ 第1期障害児福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害児通所サービス」に係る目標数値を中心にまとめています。

## 4 基本的理念

平成27年3月に策定した「第5次流山市障害者計画」では、『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を基本理念に掲げ、障害者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画するとともに、社会の一員として責任を分担する共生社会の実現を目指しています。

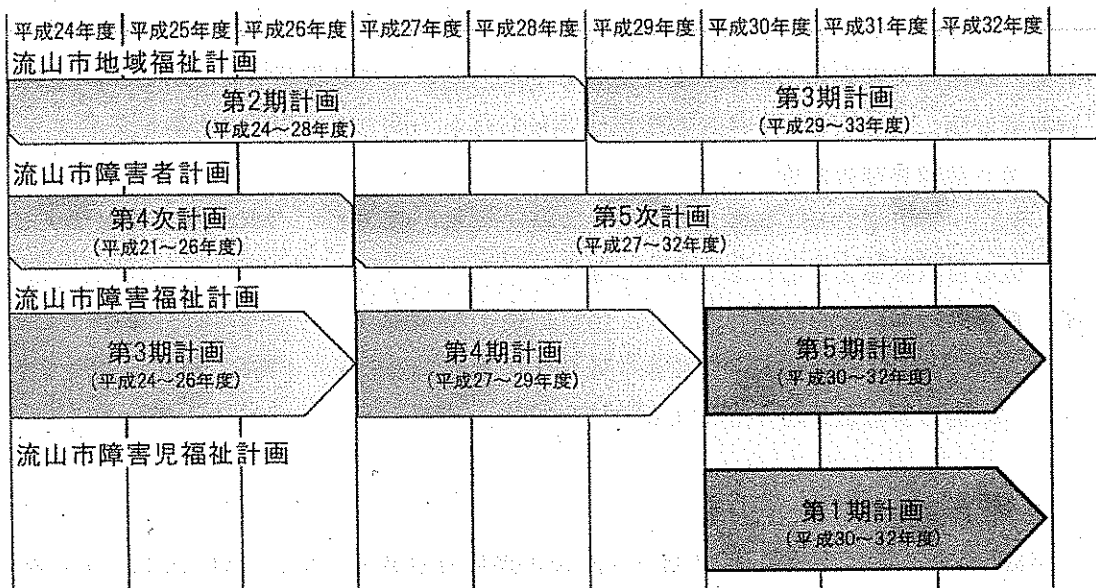
第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画においても、この基本理念を共有し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

## 5 目的

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、従前の計画（第4期障害福祉計画：平成27～29年度）の実績と今後の課題を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所サービスに必要な供給量を見込むことを目的とします。

## 6 計画の期間

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年を計画期間とします。



## 7 PDCAサイクル

### (1) PDCAサイクルの活用

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、PDCAサイクルを取り入れ、見直し等を実施します。

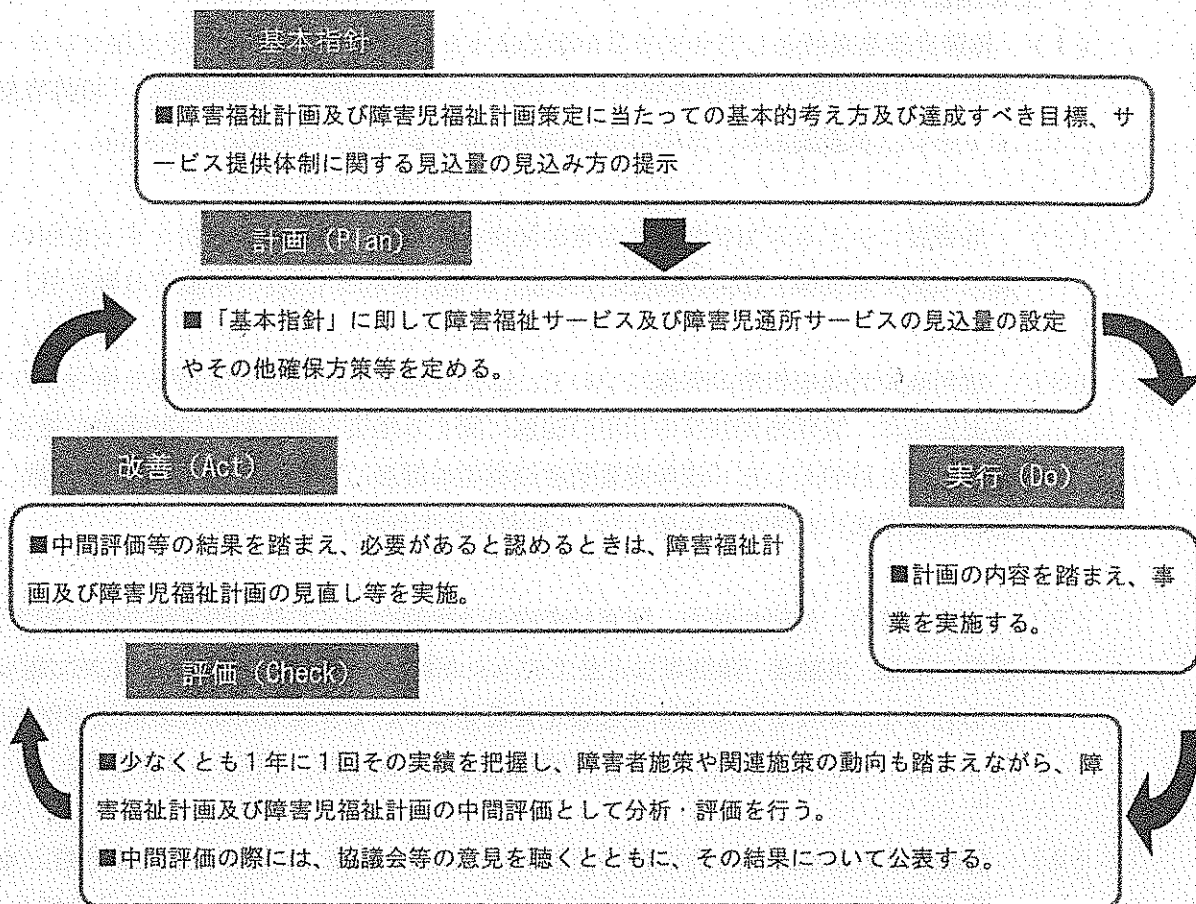
### (2) PDCAサイクルの必要性

計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくことになります。

本市では、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市自立支援協議会がそうした話し合いの場になります。

【第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



## 第2章 第4期流山市障害福祉計画(平成27～29年度)の評価

### 1 主な制度等の変遷

- (1) 相談支援事業所として今まで2か所であった北部地区の「地域生活支援センターすみれ」、東部地区の「相談支援センターまほろば」に加え、南部地区に「相談事業所ファーレ」が設置され、市内3か所体制となりました。(平成27年4月)
- (2) 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮を規定した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。(平成28年4月)
- (3) 成年後見制度の利用の促進について、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が施行されました。(平成28年5月)
- (3) 障害者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境の整備や子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現等について今後の対応の方向性が示された「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。(平成28年6月)
- (4) 発達障害のある方の社会的障壁を取り除くため、教育、就労の支援充実を柱とする「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。(平成28年8月)
- (5) 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境の整備等について規定した「障害者総合支援法・児童福祉法の改正」が施行されます。(平成30年4月)



## 2 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。

また、「障害児通所給付」は児童福祉法に基づく基準で実施する事業で「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。

各事業のサービス内容については、次のとおりとなっています。

### (1) 自立支援給付

#### ア 介護給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方で、二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 ※支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※支援区分6
	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。 ※支援区分2以上
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※支援区分3以上
日中活動系サービス	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は50歳未満支援区分4以上、50歳以上支援区分3以上 ※在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以上支援区分2
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施。	知的障害者、精神障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者

サービスと内容		利用できる方
日中活動系サービス	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※支援区分6以上 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ※支援区分5以上
	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※支援区分1以上
居宅系サービス	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であって、家庭内での介助が困難な方 ※50歳未満は支援区分4以上 ※50歳以上は支援区分3以上
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	身体障害者知的障害者、精神障害者 ※支援区分1または非該当
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援（干移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院している精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

### イ 自立支援医療費

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更	従来の特種医療費対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）

### ウ 補装具費

サービスと内容		利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①盲人用杖、義眼、眼鏡 ②補聴器 ③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 が必要と認められる方

## (2) 地域生活支援事業

### ア 必須事業

	サービスと内容	利用できる方
理解促進研修・啓発事業	市民まつりでの各障害者団体等の出店、障害者の写真展、毎年障害者月間での障害者団体等の事業展示、障害者理解のためのシンポジウム等を開催しています。	障害者及びその家族、一般市民等
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者及びその家族、一般市民等
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、生活支援ワーカーへ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
障害者成年後見申立事業	①成年後見制度の利用支援事業 ・成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成 ②成年後見制度法人後見支援事業 ・法人後見実施のための研修会の開催 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適性な活動のための支援	①身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者 ②法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
流山市奉仕員等養成研修事業	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員としての必要な技術等の習得のための養成研修の実施	聴覚障害者、視覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置により意思疎通支援を実施	聴覚、音声機能又は言語機能障害者

サービスと内容		利用できる方
	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
日常生活用具 給付等事業	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
	移動支援事業	地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問支援系の居宅介護となります。）
地域活動支援 センター機能 強化事業	地域活動支援センターⅠ型 日常生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

## イ 任意事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援。	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	ながれやま点訳会、流山音訳グループにより、流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

### (3) 障害児通所給付

サービスと内容		利用できる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校に就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

### 3 各事業の実績

各事業の実績について、第4期流山市障害福祉計画（平成27～29年度）における各サービス等の実績と策定時の見込みについて整理しました。

以下、各表の数値のうち、平成27、28年度については実績値を記載しており、（ ）内は第4期計画策定時の見込量を記載しています。平成29年度の実績値は、平成29年10月時点の見込み（調整中）に基づいたものであり、最終的な実績値は平成30年度中に整理します。

#### (1) 自立支援給付事業の実績

##### ア 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

訪問系サービスの実績のうち、居宅介護、同行援護及び行動援護については、サービス利用時間、利用者数ともに増加傾向にあります。とくに外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助を行う行動援護は、計画見込量以上の利用がありました。一方、二肢以上に麻痺がある方等、重度の障害者を対象とする重度訪問介護については、利用者の減少に伴い、利用時間も減少しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	利用時間【時間/月】	1,595 (2,176)	1,812 (2,482)	(2,788)
	利用者数【人/月】	106 (128)	121 (146)	(164)
重度訪問介護	利用時間【時間/月】	409 (604)	243 (604)	(604)
	利用者数【人/月】	4 (4)	3 (4)	(4)
同行援護 (視覚障害者)	利用時間【時間/月】	360 (425)	439 (476)	(527)
	利用者数【人/月】	20 (25)	25 (28)	(31)
行動援護	利用時間【時間/月】	31 (20)	43 (20)	(20)
	利用者数【人/月】	3 (2)	4 (2)	(2)



## イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。

日中活動系サービスの実績のうち、自立訓練（生活訓練）は、1人当たりの利用期間が概ね2年間であり、これまで利用していた方の利用が終了したことで、利用者数及び利用日数が減少しました。一方、就労継続支援A型事業所は、平成27年度に市内事業所は0カ所でしたが、平成29年4月現在、見込値を上回る2つの事業所（ツツジ、サンライズ）が開設され、利用者数も増加しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用日数 【日/月】	3,024 (3,380)	3,217 (3,600)	(3,820)
	利用者数 【人/月】	150 (169)	159 (180)	(191)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	20 (23)	30 (23)	(23)
	利用者数 【人/月】	1 (1)	2 (1)	(1)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	321 (448)	232 (462)	(476)
	利用者数 【人/月】	29 (32)	21 (33)	(34)
就労移行支援	利用日数 【日/月】	334 (527)	416 (544)	(561)
	利用者数 【人/月】	21 (31)	25 (33)	(34)
就労継続支援A型	利用日数 【日/月】	686 (520)	767 (620)	(720)
	利用者数 【人/月】	34 (26)	40 (31)	(36)
	市内事業所数	0 (1)	2 (1)	(1)
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	2,954 (3,060)	3,125 (3,276)	(3,492)
	利用者数 【人/月】	168 (170)	181 (182)	(194)
	市内事業所数	10 (8)	10 (9)	(10)
療養介護	利用日数 【日/月】	264 (270)	307 (300)	(330)
	利用者数 【人/月】	9 (9)	10 (10)	(11)
	関連施設数	1 (1)	1 (1)	(1)
短期入所	利用日数 【日/月】	434 (444)	589 (468)	(492)
	利用者数 【人/月】	83 (74)	84 (78)	(88)
	市内事業所数	1 (1)	1 (1)	(1)

## ウ 居住系サービス

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年度から訪問介護も利用できる共同生活援助（グループホーム）への一元化が図られました。

施設入所支援の利用者数に大きな変化はありませんが、グループホームの利用者数は増加傾向にあります。グループホームについては、親無き後の生活の場を確保するため、市内の社会福祉法人が知的障害者のグループホームを建設中です（平成30年3月完成予定）。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	60 (60)	58 (59)	(58)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	90 (77)	100 (87)	(107)

## エ 補装具費

補装具費は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用の額の一部を助成するものです。

補装具は突発的な故障による修理等があり、給付件数は年度により増減がありますが、大きな変化はみられませんでした。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
義肢	給付件数 【件/年】	13	9	
装具	給付件数 【件/年】	48	70	
補聴器	給付件数 【件/年】	71	71	
車椅子	給付件数 【件/年】	50	59	
その他補装具	給付件数 【件/年】	46	51	
合計	給付件数 【件/年】	228	260	0



#### オ 自立支援医療給付

自立支援医療給付は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、自立支援医療指定医療機関での治療が対象となります。

更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となります。人工腎臓による血液透析や抗HIV治療等の対象者の増加により、利用者数が増加しています。

また、育成医療は、18歳未満の児童で心臓手術や口唇口蓋裂の手術や治療等が対象となります。年少人口の増加に伴い、育成医療についても利用者数は増加しています。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生医療	利用者数 【人/月】	82	94	
育成医療	利用者数 【人/月】	30	34	
合計	利用者数 【人/月】	112	128	0

#### カ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

計画相談支援については、実績が見込値よりも少ないものの、サービス等利用計画の作成を進めた結果、利用者数は年々増加しています。地域定着支援については、緊急時（24時間）に対応できる事業所がなく、利用者もいなかったことから0件となっています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	107 (164)	123 (180)	(198)
地域移行支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (1)	(1)
地域定着支援	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	(1)

### キ 自立支援給付事業費

サービス等種別ごとに事業費は、一部のサービス等で減額があるものの、概ね増額傾向にあります。自立支援給付費の総額は、平成27年度から平成28年度に約1億1百万円（前年比約107.2%）伸びており、平成28年度から平成29年度（見込値）についても増額が見込まれます。

単位：円

サービス等種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	83,758,852	98,431,653	
重度訪問介護	17,446,470	7,742,095	
同行援護	8,830,789	12,092,223	
行動援護	1,701,448	2,438,438	
小計（訪問系サービス）	111,737,559	120,704,409	0
生活介護	418,937,441	444,234,540	
自立訓練（機能訓練）	1,505,824	2,463,545	
自立訓練（生活訓練）	27,239,769	19,758,600	
就労移行支援	40,376,860	51,386,459	
就労継続支援A型	49,126,349	56,088,897	
就労継続支援B型	246,031,220	261,615,426	
療養介護	27,450,130	31,969,250	
短期入所	46,756,964	49,339,508	
小計（日中活動系サービス）	867,424,557	916,856,225	0
施設入所支援	87,680,859	93,339,839	
共同生活援助	157,275,736	185,562,176	
小計（居宅系サービス）	244,956,595	278,902,015	0
補装具	23,863,435	26,892,268	
自立支援医療	154,044,428	147,859,703	
計画相談支援	19,557,392	22,065,183	
地域移行支援	507,711	98,430	
地域定着支援	0	0	
小計（その他サービス等）	197,972,966	196,915,584	0
自立支援給付費合計	1,412,091,677	1,513,378,233	0

## (2) 地域生活支援事業の実績

### ア 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うものです。

平成27年度から委託相談支援の事業所を市内3か所（すみれ、まほろば、ファール）とサポートセンター沼南の4か所に増やし、地域での専門的な相談機能を強化しました。これにより委託相談支援は見込み以上の利用がありました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	6,808 (5,357)	6,233 (5,357)	(5,357)
	事業所数 【箇所】	4 (4)	4 (4)	(4)
成年後見制度利用支援	取扱件数 【件/年】	2 (2)	2 (2)	(2)

### イ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、平衡機能、音声機能又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。手話通訳者及び要約筆記者の派遣件数は計画の見込を下回りましたが、年々増加傾向にあります。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	1 (1)	1 (1)	(1)
	設置体制 【日/週】	週5日 (5)	週5日 (5)	(5)
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	8 (9)	10 (10)	(11)
	派遣件数 【件/年】	223 (445)	255 (460)	(475)
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	6 (7)	6 (8)	(9)
	派遣件数 【件/年】	85 (165)	106 (175)	(185)

## ウ 日常生活用具

日常生活用具給付支援事業は、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

給付種別ごとの実績は、年度によって増減がありますが、大きな変化はありませんでした。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	8 (12)	4 (13)	(14)
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	26 (25)	23 (26)	(27)
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	25 (30)	26 (31)	(32)
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	38 (35)	20 (36)	(37)
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	2,384 (2618)	2,588 (2762)	(2906)
住宅改修費	給付件数 【件/年】	6 (12)	5 (13)	(14)
合計	給付件数 【件/年】	2,487 (2,732)	2,666 (2,881)	0 (3,030)

## エ 移動支援

移動支援事業は、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。移動支援事業の利用は、遠距離の外出が増えたことや外出内容（プール利用等）の変化により、一人あたりの利用時間が大幅に伸びています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援	事業所数 【箇所】	31 (30)	40 (32)	(34)
	利用者数 【人/年】	85 (82)	87 (86)	(90)
	利用時間 【時間/年】	6,164 (3,772)	6,125 (3,956)	(4,140)

#### オ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型は、日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行うものです。地域活動センターⅡ型は、身体障害者デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動センターⅢ型は、雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

Ⅰ型、Ⅱ型については、施設が固定されているため大きな変化ありませんでしたが、Ⅲ型事業所については、平成28年度に事業所数が減ったものの利用者は増加しています。

給付種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	
	【箇所】	(1)	(1)	(1)
	利用者数	93	76	
	【人/年】	(85)	(90)	(95)
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	1	1	
	【箇所】	(1)	(1)	(1)
	利用者数	35	37	
	【人/年】	(40)	(42)	(44)
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	8	6	
	【箇所】	(14)	(15)	(16)
	利用者数	22	31	
	【人/年】	(50)	(55)	(60)
合計	事業所数	10	8	0
	【箇所】	(16)	(17)	(18)
	利用者数	150	144	0
	【人/年】	(175)	(187)	(199)

#### カ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。これまで日中一時支援事業の利用者は増加傾向にありましたが、特に障害児が放課後等デイサービスの利用にシフトしたことで減少しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援	事業所数	31	30	
	【箇所】	(25)	(26)	(27)
	利用者数	170	155	
	【人/年】	(149)	(154)	(159)

### キ 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。訪問入浴サービスの利用者は年度により増減があり、年間5～10人で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	2 (2)	2 (2)	(2)
	利用者数 【人/年】	5 (10)	8 (11)	(12)

### ク 知的障害者職親委託制度

知的障害者職親委託制度は、知的障害者・児の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うものです。知的障害者の一般就労への支援体制が確立されつつあることから、利用者は1名で現状維持となっています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	(1)
	利用者数 【人/年】	1 (1)	1 (1)	(1)

### ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許取得・改造費助成事業とは、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成するものです。年度ごとに利用者の増減があり、年間1～3件で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	2 (5)	1 (5)	(5)



## コ 点字・声の広報等提供事業

点字・声の広報等提供事業は、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対してボランティア団体による点訳及び朗読活動を定期的に障害者に提供するものです。利用者については、近年大きな変化はありません。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	1 (1)	1 (1)	(1)
	声の広報利用者 【人/年】	21 (20)	21 (20)	(20)
	広報発行回数 【回/年】	37 (37)	37 (37)	(37)

## サ 地域生活支援事業費

日中一時支援の利用者のうち、障害児が放課後等デイサービスの利用へ移行したことにより、平成27年度から平成28年度に約850万円の減額になりました。

日中一時支援利用者の減少が大きな要因となり、地域生活支援事業費全体でも平成27年度から平成28年度に約840万円減（前年度比約93.7%）になりました。

給付種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具	28,477,700	27,669,819	
地域活動支援センター	32,744,910	32,120,307	
移動支援	14,375,958	14,896,217	
日中一時支援	40,668,016	32,152,084	
訪問入浴サービス	1,881,000	2,897,500	
委託相談支援	14,564,000	14,564,000	
知的障害者職親委託制度	360,000	360,000	
自動車運転免許取得・改造費助成事業	108,080	100,000	
合計	133,179,664	124,759,927	0

### (3) 利用者の負担軽減策

#### ア 複数サービスの負担軽減

複数サービスの負担軽減とは、自立支援給付の介護給付、訓練等給付、補装具及び地域生活支援事業の日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。複数のサービスを併用して利用する方が増えており、見込みを上回る利用者数になりました。(平成28年度については、調整中です。)

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	27 (9)	(10)	(11)
	事業費 【円】	643,635		

#### イ 流山市グループホーム等入居者家賃補助

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するものです。グループホーム入居者は増加傾向にあり、事業費も伸びています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流山市グループホーム等家賃補助	利用者数 【人/年】	85 (78)	87 (88)	(98)
	事業費 【円】	11,177,482	12,055,838	

#### ウ 流山市障害者支援施設等通所交通費助成

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。利用者数については、見込数より少なかったものの、障害者等の就労意欲の向上とともに事業費が毎年増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流山市障害者支援施設等通所交通費助成	利用者数 【人/年】	307 (343)	312 (373)	(403)
	事業費 【円】	5,130,700	6,112,140	



## エ 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成

就労支援施設を利用する障害者等の就労支援施設の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るものです。助成対象は、本人が課税の場合に限られるため、利用者は限定的ですが、障害者等の就労意欲の向上により、利用者数が増加しました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成	利用者数【人/年】	5 (7)	12 (8)	(9)
	事業費【円】	495,893	553,282	

## オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。年間利用者数については、身体・知的・精神の年平均利用者数で算出しました。平成27年8月から現物給付化により利便性が向上したことで、利用者数は大幅に増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成	利用者数【人/年】	1,674 (1,700)	2,397 (1,900)	(2,000)
	事業費【円】	256,207,526	264,791,386	

## カ 精神障害者入院医療費助成

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。利用者数は、25～35人の範囲で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害者入院医療費助成	利用者数【人/年】	34 (20)	27 (20)	(20)
	事業費【円】	1,728,700	1,693,200	

#### キ 在宅障害者一時介護料助成

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料施設の介護人に委託した場合の、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。利用者数は、年度により増減があり、過去5年間は415人～514人の範囲で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【人/年】	415 (614)	433 (664)	(714)
	事業費 【円】	1,698,700	1,652,350	

#### ク 障害者住宅改造助成事業

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合、その改造費用の一部を助成するものです。年度ごとに利用増減があり、年間1件～3件程度で推移しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	2 (2)	1 (2)	(2)
	事業費 【円】	108,080	100,000	

#### ケ 福祉タクシー利用補助

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大によって、利用者数も事業費も年々増加傾向にあります。平成28年度には、見込値を上回る利用がありました。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,159 (1,161)	1,243 (1,191)	(1,221)
	事業費 【円】	21,302,170	22,603,000	

## コ 重度障害者自動車燃料費助成

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。福祉タクシー利用補助と同様に障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大によって、利用者数も事業費も年々増加傾向にあります。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,182 (1,207)	1,282 (1,237)	(1,267)
	事業費 【円】	13,524,450	14,715,700	

(4) 障害児通所給付事業の実績

ア 障害児通所給付事業

各サービスの利用日数、利用者数は、年々増加傾向となっています。特に、対象就学児等を対象とする「放課後等デイサービス」は、平成27年度から平成28年度において、利用日数は約1.5倍、利用者数は、約1.35倍増加しており、第4期障害福祉計画の見込み以上に増加しています。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	1,012	1,184	
	利用者数【人/月】	77 (83)	101 (91)	(100)
医療型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	1	
	利用者数【人/月】	1 (1)	1 (1)	(1)
放課後等デイサービス	利用日数【日/月】	1,197	1,804	
	利用者数【人/月】	96 (94)	130 (103)	(113)
保育所等訪問支援	利用日数【日/月】	2	4	
	利用者数【人/月】	2 (6)	3 (7)	(10)
障害児相談支援	利用者数【人/月】	23 (75)	44 (81)	(90)

イ 障害児通所給付事業費

子育て世代の流入により、年少人口も増加傾向にあります。それに伴い障害児通所給付費も年々増加しており、平成28年度は前年度よりも約8,480万円の増(前年度比約132%)となりました。

給付種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	124,909,587	138,644,958	
医療型児童発達支援	144,458	45,300	
放課後等デイサービス	138,155,100	205,148,498	
保育所等訪問支援	319,952	687,631	
障害児相談支援	4,573,730	8,420,925	
合計	268,102,827	352,947,312	0